

# 高円寺地域における新しい学校づくり懇談会運営要綱

平成 26 年 3 月 14 日

杉 教 第 1 1 6 5 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高円寺地域における新しい学校づくり懇談会(以下「懇談会」という。)の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 懇談会は、高円寺地域における新しい学校づくり計画(平成 25 年 11 月 25 日教育委員会決定)に基づき、杉並区立杉並第四小学校(以下「杉並第四小学校」という。)、杉並区立杉並第八小学校(以下「杉並第八小学校」という。)及び杉並区立高円寺中学校(以下「高円寺中学校」という。)による施設一体型の小中一貫教育校の開校に関し、次の各号に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1)新しい学校の内容に関すること。
- (2)新しい学校の校舎建築及び施設整備に関すること。
- (3)その他開校の準備に関する必要な事項

(構成)

第 3 条 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、高円寺中学校校長をもって充てる。
- 3 会長は、懇談会を進行する。
- 4 副会長は、杉並第八小学校校長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営)

第 5 条 懇談会は、教育委員会事務局学校教育担当部長が開催する。

- 2 教育委員会事務局学校教育担当部長は、必要があると認めるときは、第 3 条で掲げる者以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 3 懇談会は、平成 31 年 3 月 31 日までの期間において、必要に応じて開催する。

(会議の公開)

第 6 条 懇談会の会議は公開とする。ただし、教育委員会事務局学校教育担当部長が必要に応じて非公開とすることができる。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校支援課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育委員会事務局学校教育担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

別表（第3条関係）

杉並第四小学校校長
杉並第八小学校校長
高円寺中学校校長
杉並第四小学校副校長
杉並第八小学校副校長
高円寺中学校副校長 1名
杉並第四小学校・高円寺中学校学び支援本部の代表 1名
杉並第八小学校支援本部の代表 1名
杉並第四小学校、杉並第八小学校及び高円寺中学校の通学区域内に存する町会及び自治会の代表 4名以内
高円寺地区地域教育推進協議会の代表 1名
杉並第四小学校保護者 2名以内
杉並第八小学校保護者 2名以内
高円寺中学校保護者 2名以内
杉並第四小学校、杉並第八小学校及び高円寺中学校の学校関係者 6名以内
教育委員会事務局学校教育担当部長
その他教育委員会事務局学校教育担当部長が必要と認める者 4名以内